

たばこ税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

改正後

改正前

(定義)

第一条 この政令において「製造たばこ」とは、たばこ税法（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する製造たばこ（法第八条第一項前段の規定により製造たばことみなされる製造たばこ代用品（以下この項において「製造たばこ代用品」という。）及び同条第二項前段の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具（以下この項において「加熱式たばこの喫煙用具」という。）を含む。）をいい、その区分は、法第二条第二項の規定（製造たばこ代用品については法第八条第一項後段の規定を、加熱式たばこの喫煙用具については同条第二項後段の規定を含む。）によるものとする。

2 省略

(製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具の製造者の範囲)

第二条の二 法第八条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 製造たばこ製造者（法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。第三号において同じ。）
- 二 特定販売業者（法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。次号において同じ。）
- 三 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたものを製造たばこ製造者又は特定販売業者から委託を受けて製造した者
- 四 前三号に掲げる者に準ずる者として財務省令で定める者

(製造たばこの本数の換算方法)

第三条 法第十条第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たば

(定義)

第一条 この政令において「製造たばこ」とは、たばこ税法（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する製造たばこ（法第八条前段の規定により製造たばことみなされる製造たばこ代用品（以下この項において「製造たばこ代用品」という。）を含む。）をいい、その区分は、法第二条第二項の規定（製造たばこ代用品については法第八条後段の規定を含む。）によるものとする。

2 同上

(製造たばこの本数の換算方法)

第三条 法第十条第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごと

この区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 法第十条第三項第一号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前二項の計算に関し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 法第十条第三項第二号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第十一条第一項に規定するたばこ税の税率、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四条の五(たばこ税の税率)に規定するたばこ税の税率及び同法第四百六十八条(たばこ税の税率)に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5 法第十条第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 法第十条第三項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号ロ(1)又は(2)に定める金額に三十分の七十を乗じて計算した金額とする。

7 法第十条第三項第二号ロ(1)に掲げる加熱式たばこの製造者が消費者に販売する目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した場合における同号ロに定める金額は、同号ロの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る当該製造者が消費者に販売する目的で移出する場合の通常の利潤に相当

に合計し、その合計重量を第一種の製造たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

する金額を加算した金額（法第十条第三項第二号イに規定する消費税等相当額を除く。）

二 前号に掲げる金額に前項に規定する割合を乗じて計算した金額

8 保税地域から引き取られる加熱式たばこに係る法第十条第三項第二号ロ(2)に規定する関税の額に相当する金額は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十三条の四（端数計算）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百九条第一項（国税の確定金額の端数計算等）の規定を適用しないで計算した場合における関税の額に相当する金額によるものとし、当該金額には、当該加熱式たばこが関税定率法（明治四十四年法律第五十四号）その他の法律の規定により関税を軽減され、又は免除される場合には、当該軽減され、又は免除された関税（関税定率法第十四条第十号若しくは第十四号（無条件免税）の規定により免除され、又は同法第十四条の二（再輸入減税）の規定により軽減された関税を除く。）の額に相当する金額を、当該加熱式たばこが関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定の適用を受けるものである場合には、当該加熱式たばこが同項の承認の時に輸入されたものとして計算した関税の額に相当する金額を含むものとする。

9 第四項から第七項までの計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第十条第三項第二号イに定める金額、同号ロ(1)及び(2)に定める金額、第四項の規定により計算した金額、第六項の規定により計算した金額並びに第七項各号に掲げる金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 法第十条第三項第二号ロ(1)に掲げる加熱式たばこの製造者が販売する目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した時において当該加熱式たばこの対価たる金額が確定していない場合、当該製造者が販売以外の目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した場合その他第七項に規定する場合以外の場合における同号ロに定める金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（未納税移出に係る承認の申請等）

第四条 省 略

2 法第十二条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

（未納税移出に係る承認の申請等）

第四条 同 上

2 法第十二条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 省略

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該製造たばこが法第十二条第一項第一号若しくは第二号に規定する目的又は前項第四号の理由若しくは目的で同条第一項各号に定める場所に移入されたこと並びに当該製造たばこに係る前号イ、ロ及びニに掲げる事項を当該製造たばこを移入した者が証する書類（次条第一項第二号において「未納税移入証明書」という。）に基づき、前号イからホまでに掲げる事項並びに当該製造たばこを移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類
- 3 法第十二条第三項第一号（法第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一・二 省 略

- 三 法第十二条第二項又は第十四条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書に添付することができない理由

四 省 略

- 4 法第十二条第三項第二号（法第十四条第三項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一・二 省 略

- 三 法第十二条第二項又は第十四条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することができない理由

四 省 略

5 7 省 略

（未納税移出に関する特例）

第四条の二 法第十二条の二第一項に規定する製造たばこ製造者は、当該製造たばこにつき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

- 一 当該製造たばこを移出した者と当該製造たばこを移入した者が同一である場合 前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 未納税移入証明書に基づいて、前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項並びに当該製造たばこを移入した

一 同上

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該製造たばこが法第十二条第一項第一号若しくは第二号に規定する目的又は前項第四号の理由若しくは目的で同条第一項各号に掲げる場所に移入されたこと並びに当該製造たばこに係る前号イ、ロ及びニに掲げる事項を当該製造たばこを移入した者が証する書類に基づき、同号イからホまでに掲げる事項並びに当該製造たばこを移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

3 同上

一・二 同上

- 三 法第十二条第二項又は第十四条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書に添付することができない理由

四 同上

4 同上

一・二 同上

- 三 法第十二条第二項又は第十四条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することができない理由

四 同上

5 7 同上

者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

2| 法第十二条の二第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二 移出をする製造場の所在地及び名称

三 移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該製造たばこを継続して移入する場所であることの事実

四 移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称

五 当該製造たばこの区分

六 移出の理由又は目的

七 申請の理由

八 その他参考となるべき事項

3| 法第十二条の二第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二 当該移入する場所の所在地及び名称並びに当該場所が当該製造たばこを継続して移入する場所であることの事実

三 当該製造たばこの区分

四 移入の理由又は目的

五 移出者の住所及び氏名又は名称

六 移出をする製造場の所在地及び名称

七 申請の理由

八 その他参考となるべき事項

4| 税務署長は、前二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をするときはその旨及び法第十二条の二第一項又は第二項の規定が適用されることとなる最初の日を、承認をしないときはその旨及びその理由を当該承認の申請者に対し、書面により通知しなければならない。

5| 税務署長は、法第十二条の二第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項又は第二項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。

6| 法第十二条の二第一項第二号の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
 - 二 当該承認に係る製造場の所在地及び名称
 - 三 当該承認に係る移出先の所在地及び名称並びに当該移出先に移入して
いた者の住所及び氏名又は名称
 - 四 当該承認を受けた年月日
 - 五 届出の理由
 - 六 法第十二条の二第一項の規定の適用を受けないこととなる年月日
 - 七 その他参考となるべき事項
- 7 法第十二条の二第二項の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。
- 一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
 - 二 当該承認に係る移入していた場所の所在地及び名称
 - 三 当該承認を受けた年月日
 - 四 届出の理由
 - 五 法第十二条の二第二項の規定の適用を受けないこととなる年月日
 - 六 その他参考となるべき事項

(未納税引取りの承認の申請等)

第五条 省 略

2 省 略

- 3 法第十三条第一項第二号に規定する政令で定める目的に充てるための製造たばこは、次の各号に掲げる製造たばことし、同項第二号に掲げる政令で定める場所は、それぞれ当該各号に定める場所とする。

一・二 省 略

- 4 第四条第七項の規定は、法第十三条第六項の命令をする場合について準用する。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付)

第八条 省 略

2 省 略

- 3 法第十五条第二項に規定する政令で定める書類は、輸出明細書及び当該製造たばこの輸入について関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)に規定する税関長の許可を受けたことを証する書類とする。

(未納税引取りの承認の申請等)

第五条 同 上

2 同 上

- 3 法第十三条第一項第二号に規定する政令で定める目的に充てるための製造たばこは、次の各号に掲げる製造たばことし、同号に掲げる政令で定める場所は、それぞれ当該各号に掲げる場所とする。

一・二 同 上

- 4 前条第七項の規定は、法第十三条第六項の命令をする場合について準用する。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付)

第八条 同 上

2 同 上

- 3 法第十五条第二項に規定する政令で定める書類は、輸出明細書及び当該製造たばこの輸入について関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条(輸出又は輸入の許可)に規定する税関長の許可を受けたことを証する

4・5 省略

6 第一項から第三項までの規定は、法第十五条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定が準用される場合における当該廃棄に係る還付について準用する。この場合において、第一項中「当該輸出した」とあるのは「当該廃棄した」と、第二項第四号及び第五号中「輸出」とあるのは「廃棄」と、第三項中「輸出明細書」とあるのは「当該製造たばこが税関長の承認を受けて廃棄された事実を証する書類」と読み替えるものとする。

(移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等)

第十一条 省略

2 前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、法第二十六条の規定によりその者の申告義務を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が提出する当該申告書には、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

- 一 各相続人の住所、氏名、個人番号、被相続人(包括遺贈者を含む。以下この号において同じ。)との続柄、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百条から第九百二条まで(法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定)の規定による相続分及び相続(包括遺贈を含む。以下この号において同じ。)によつて得た財産の価額(個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額)

二・三 省略

3・5 省略

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第五条(見出しを含む)。

る書類とする。

4・5 同上

6 第一項から第三項までの規定は、法第十五条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定が準用される場合における当該廃棄に係る還付について準用する。この場合において、第一項中「当該輸出した」とあるのは「当該廃棄した」と、第二項第四号及び第五号中「輸出」とあるのは「廃棄」と、第三項中「輸出明細書」とあるのは「当該製造たばこが税関長の承認を受けて廃棄された事実を証する書類」と、それぞれ読み替えるものとする。

(移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等)

第十一条 同上

2 前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、法第二十六条の規定によりその者の申告義務を承継した相続人が提出する当該申告書には、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

- 一 各相続人の住所、氏名、個人番号、被相続人との続柄、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百条から第九百二条まで(法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定)の規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額(個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額)

二・三 同上

3・5 同上

()の改正規定並びに附則第十一条(たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令(平成二十七年政令第百五十六号)第二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。)の規定は、同年四月一日から施行する。

(製造たばこの本数の換算方法に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。)(附則第四十七条第一項から第四項までの各号に掲げる製造たばこの本数に一本未滿の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第三条 平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間における改正後のたばこ税法施行令(次項及び次条第二項において「新令」という。)(第三条第四項の規定の適用については、同項中「法第十一条第一項に規定する」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第四十八条第一項第一号(製造たばこに係るたばこ税の税率の特例)に定める」とする。

2 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における新令第三条第四項の規定の適用については、同項中「法第十一条第一項に規定する」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第四十八条第一項第二号(製造たばこに係るたばこ税の税率の特例)に定める」とする。

(手持品課税に係る申告等)

第四条 改正法附則第五十一条第二項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の住所(住所がない場合には、居所。以下この条において同じ。)(、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)(又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。第六項第一号及び第八項第一号において同じ。)(個人番号を有しない個人にあっては、住所及び氏名)

- 二 貯蔵場所（改正法附則第五十一条第二項に規定する貯蔵場所をいう。以下この条において同じ。）の所在地及び名称
- 2 新令第十一条第二項から第五項までの規定は、前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。
- 3 改正法附則第五十一条第六項の承認を受けようとする者は、製造たばこを保税地域（改正法附則第四十七条第一項に規定する保税地域をいう。以下この条において同じ。）に入れたときは、当該保税地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該製造たばこの区分（改正法附則第五十一条第二項第一号に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条において同じ。）及び区分ごとの数量、その置かれている保税地域の所在地及び名称並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書の提出を受けた税関長は、改正法附則第五十一条第六項の承認をしたときは、立会いその他の方法により当該廃棄の事実を確認するものとする。
- 5 改正法附則第五十一条第六項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該製造たばこが同条第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類（次項及び第八項において「手持品課税対象証明書」という。）で同条第二項の税務署長から交付を受けたもの（当該製造たばこにつき当該確認を受けようとする者と同条第一項の規定の適用を受けた者が異なる場合にあつては、同項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けたもの）を添付し、これを同条第六項の税関長に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
- 三 当該製造たばこにつき改正法附則第五十一条第一項の規定の適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称（当該製造たばこにつき当該確認を受けようとする者と同項の規定の適用を受けた者が異なる場合にあつては、同項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称）

- 四 当該製造たばこの輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称
 - 五 その他参考となるべき事項
- 6 前項に規定する手持品課税対象証明書の交付を受けようとする改正法附則第五十一条第一項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
 - 二 当該製造たばこにつき改正法附則第五十一条第一項の規定の適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称
 - 三 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
 - 四 当該製造たばこを引き取った特定販売業者（改正法附則第四十八条第二項に規定する特定販売業者をいう。）の住所及び氏名又は名称並びに当該製造たばこの引取りに係る保稅地域の所在地及び名称
 - 五 その他参考となるべき事項
- 7 第五項の申請書の提出を受けた税関長は、改正法附則第五十一条第六項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。
- 8 改正法附則第五十一条第七項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該製造たばこにつき同条第一項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けた手持品課税対象証明書を添付し、これを同条第七項の税務署長に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
 - 二 当該製造場の所在地及び名称
 - 三 当該製造たばこを当該製造場に戻し、又は移送した者の住所及び氏名又は名称
 - 四 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
 - 五 当該製造たばこにつき改正法附則第五十一条第一項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称
 - 六 その他参考となるべき事項
- 9 第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第六項第四号中「当該製造たばこを引き取った特定販売業者（改正法附則第四十八条第二項に規定する特定販売業者をいう。）」とあるの

は「当該製造たばこ製造者」と、「引取りに係る保税地域」とあるのは「戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場」と、第七項中「税関長」とあるのは「税務署長」と、「第五十一条第六項」とあるのは「第五十一条第七項」と読み替えるものとする。

10) 改正法附則第五十一条第七項第一号に規定する政令で定めるものは、同項に規定する製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこのうち同条第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものでたばこ税法施行令第九条第一項各号に掲げる製造たばこに該当するものとする。

11) 前各項の規定は、改正法附則第五十一条第九項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第五項中「同条第一項」とあるのは「同条第九項」と、同項第三号及び第六項中「附則第五十一条第一項」とあるのは「附則第五十一条第九項」と、第八項中「同条第一項」とあるのは「同条第九項」と、同項第五号中「附則第五十一条第一項」とあるのは「附則第五十一条第九項」と読み替えるものとする。

12) 第一項から第十項までの規定は、改正法附則第五十一条第十一項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第五項中「同条第一項」とあるのは「同条第十一項」と、同項第三号及び第六項中「附則第五十一条第一項」とあるのは「附則第五十一条第十一項」と、第八項中「同条第一項」とあるのは「同条第十一項」と、同項第五号中「附則第五十一条第一項」とあるのは「附則第五十一条第十一項」と読み替えるものとする。

13) 改正法附則第五十一条第十三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 届出者の住所、名称及び法人番号
- 二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による押印により難い特別な事情
- 三 前号の押印に代わる方法
- 四 その他参考となるべき事項

14) 改正法附則第五十一条第十三項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その異動に係る事項を国税庁長官に書面で届け出なければならない。

(国稅納金整理資金に関する法律施行令の適用の特例)

第五條 改正法附則第五十一條第六項又は第七項(これらの規定を同條第十項又は第十二項において準用する場合を含む。)の規定による還付金は、国稅納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の規定の適用については、それぞれ同令第二條第九号に掲げる還付金とみなす。

(國稅通則法施行令の適用の特例)

第六條 改正法附則第五十一條第十五項の規定の適用がある場合におけるたばこ税に係る國稅通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第五十三條の規定の適用については、同條第二号中「の罪」とあるのは、「及び所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第五十一條第十五項(手持品課税)の罪」とする。

(たばこ特別税に関する政令の一部改正)

第七條 たばこ特別税に関する政令(平成十年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。

(担保の提供)

第三條 法第十三條第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、たばこ税法第二十二條の規定により担保を提供する者又は同法第二十三條の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、たばこ税額の八百九十二分の百八に相当するたばこ特別税額をあわせて担保しなければならぬ。

2 たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「八百九十二分の百八」とあるのは、「九百四十六分の五十四」とする。

3 省 略

(たばこ特別税に係るたばこ税法施行令等の適用の特例)

第五條 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(担保の提供)

第三條 法第十三條第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、たばこ税法第二十二條の規定により担保を提供する者又は同法第二十三條の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、たばこ税額の八百六十六分の百三十四に相当するたばこ特別税額をあわせて担保しなければならぬ。

2 たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「八百六十六分の百三十四」とあるのは、「九百三十三分の六十七」とする。

3 同 上

(たばこ特別税に係る租稅特別措置法施行令等の適用の特例)

第五條 同 上

災害被害者 に対する租	国税通則法 施行令		(昭和三十 年政令第百 号)					輸入品に対 する内国消 費税の徴収 等に関する 法律施行令	租税特別措 置法施行令 (昭和三十 二年政令第 四十三号)	たばこ税法 施行令	第一欄
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第三條第四 項	第二欄
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	税率、	第三欄
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	税率、一般会計における債 務の承継等に伴い必要な財 源の確保に係る特別措置に 関する法律(平成十年法律 第百三十七号)第八條第一 項(税率)に規定するたば こ特別税の税率、	第四欄

同上	同上	同上					同上	同上	同上	同上	第一欄
同上	同上	同上	同上			同上	同上	同上	同上	同上	第二欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第三欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第四欄

電子情報処理組織による輸出入等			地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)	相統税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)	二百六十八号)			税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に關する政令(昭和二十二年政令第二百六十八号)	
	省略	第五十三條の二第四項	第三十九條の九の二第四項	省略	省略			省略	
	省略	税率、	税率、	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	税率、特別措置法第八條第一項に規定するたばこ特別の税率、	税率、特別措置法第八條第一項に規定するたばこ特別の税率、	税率、一般會計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律(平成十年法律第三百三十七号。第五十三條の二第四項において「特別措置法」という。)第八條第一項に規定するたばこ特別の税率、	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

関連業務の 処理等に関 する法律施 行令（昭和 五十二年政 令第二百二 十号）	たばこ事業 法施行令（ 昭和六十年 政令第二十 一号）	省略	省略	省略
		省略	省略	省略
		省略	省略	省略

（たばこ特別税に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における前条の規定による改正後のたばこ特別税に関する政令（以下この条において「新令」という。）の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	平成三十年 十月一日か ら平成三十 二年九月三 十日まで	第二欄	第三条第一項	第三欄	八百九十二分の百 八	第四欄	八百七十六分の百 二十四
			第三条第二項	八百九十二分の百 八	八百七十六分の百 二十四		
				九百四十六分の五 十四	九百三十八分の六 十二		

同上	
同上	
同上	
同上	

平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	第三条第一項	八百九十二分の百八	八百八十五分の百十五
	第三条第二項	八百九十二分の百八	八百八十五分の百十五
		九百四十六分の五十四	九百四十二分の五十八

2 前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第四十九条に規定する紙巻たばこ三級品（附則第十条第二項において「紙巻たばこ三級品」という。）に対する新令第三条第一項の規定の適用については、同項中「八百九十二分の百八」とあるのは、「八百六十六分の百三十四」とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第九条 国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

附則

13 省 略

14 たばこ税及びたばこ特別税に係る受入金又は支払金について第二十二條又は第二十三條の規定を適用する場合には、前項の規定によりこれらの税に係る受入金又は支払金を同一の科目の国税に係るものとみなして整理した金額の千分の八百九十二又は千分の百八に相当する金額の受入金又は支払金を、それぞれたばこ税又はたばこ特別税に係る受入金又は支払金とする。

15 省 略

16 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ（同法第三条に規定する製造たばこをいう。）について附則第十四項の規定を適用する場合には、同項中「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百四十六」と、「千分の百八」とあるのは「千分の五十四」とする。

附則

13 同 上

14 たばこ税及びたばこ特別税に係る受入金又は支払金について第二十二條又は第二十三條の規定を適用する場合には、前項の規定によりこれらの税に係る受入金又は支払金を同一の科目の国税に係るものとみなして整理した金額の千分の八百六十六又は千分の百三十四に相当する金額の受入金又は支払金を、それぞれたばこ税又はたばこ特別税に係る受入金又は支払金とする。

15 同 上

16 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ（同法第三条に規定する製造たばこをいう。次項において同じ。）に係る附則第十四項の規定を適用する場合には、同項中「千分の八百六十六」とあるのは「千分の九百三十三」と、「千分の百三十四」とあるのは「

17 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する紙巻たばこについて附則第十四項の規定を適用する場合においては、同項中「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百六十」と、「千分の百八」とあるのは「千分の四十」とする。

18 省 略

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における前条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令(以下この条において「新令」という。)附則第十四項及び第十六項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄			第四欄		
平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	附則第十四項	千分の八百九十二	千分の八百七十六	千分の百八	千分の百二十四	千分の百八十五	千分の百十五
	附則第十六項	千分の八百九十二	千分の八百七十六	千分の九百四十六	千分の九百三十八	千分の百二十四	千分の百二十四
	附則第十四項	千分の五十四	千分の六十二	千分の百八	千分の百二十四	千分の八十五	千分の八十五
		千分の百八	千分の百十五				

千分の六十七」とする。

17 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る附則第十四項の規定を適用する場合においては、同項中「千分の八百六十六」とあるのは「千分の九百五十七」と、「千分の百三十四」とあるのは「千分の四十三」とする。

18 同 上

三十日まで		附則第十六項	
	千分の八百九十二		千分の八百八十五
	千分の九百四十六		千分の九百四十二
	千分の百八		千分の百十五
	千分の五十四		千分の五十八

2 前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間における紙巻たばこ三級品に対する新令附則第十四項の規定の適用については、同項中「千分の八百九十二」とあるのは「千分の八百六十六」と、「千分の百八」とあるのは「千分の百三十四」とする。

(たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第十一条 たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部を次のように改正する。

(手持品課税に係る申告等)

第一条 省 略

2 9 省 略

10 改正法附則第五十二条第十四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 届出者の住所、名称及び法人番号

二 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百二十四条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による押印により難い特別な事情

三 前号の押印に代わる方法

四 その他参考となるべき事項

11 改正法附則第五十二条第十四項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その異動に係る事項を国税庁長官に書面で届け出なければならない。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用の特例)

第二条 省 略

(手持品課税に係る申告等)

第一条 同 上

2 9 同 上

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置)

第二条 同 上

改正法附則第五十二条第十二項の規定により課するたばこ税及び改正法附則第五十条第九項の規定により課するたばこ特別税に係るたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十七号。以下この項において「改正令」という。）附則第九条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）附則第十四項の規定の適用については、改正令附則第十条第一項の規定にかかわらず、新令附則第十四項中「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、「千分の百八」とあるのは「千分の百」とする。

（国税通則法施行令の適用の特例）

第三条 改正法附則第五十二条第十五項の規定の適用がある場合におけるたばこ税及び改正法附則第五十条第十一項の規定の適用がある場合におけるたばこ特別税に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第五十三条の規定の適用については、同条第二号中「の罪」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条第十五項（たばこ税に係る手持品課税）及び第一百五十一条（たばこ特別税に係る手持品課税）の罪」とする。

（国税通則法施行令の適用の特例）

第三条 改正法附則第五十二条第十四項の規定の適用がある場合におけるたばこ税及び改正法附則第五十条第十一項の規定の適用がある場合におけるたばこ特別税に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第五十三条の規定の適用については、同条第二号中「の罪」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条第十四項（たばこ税に係る手持品課税）及び第一百五十一条（たばこ特別税に係る手持品課税）の罪」とする。